

新	旧
小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱	小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱
第1～第10 略	第1～第10 略
第11 自己負担上限月額	第11 自己負担上限月額
1・2 略	1・2 略
3 別表2における階層区分（低所得Ⅰ）に該当するのは、①支給認定世帯が市町村民税世帯非課税世帯（注1）であつて、受給者に係る次に掲げる収入の合計金額が80万9千円以下である場合、又は②支給認定世帯の世帯員が要保護者若しくは要支援者であつて、階層区分（低所得Ⅱ）の自己負担上限月額を適用したとしたならば保護又は支援給付を必要とする状態になる場合、とする。 ＜低所得Ⅰに該当するか否かを判断するための収入＞ ・地方税法上の合計所得金額（注2） （合計所得金額が0円を下回る場合は、0円とする。） ・所得税法（昭和40年法律第33号）上の公的年金等の収入金額（注3） ・その他規則で定める給付（注4） （注1）「市町村民税世帯非課税世帯」とは、支給認定世帯の世帯員が、支給認定に係る小慢児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する月が4月から6月である場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されていない者（均等割及び所得割双方が非課税）又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である支給認定世帯をいう。 （注2）「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除した額とする。 （注3）「公的年金等の収入金額」とは、所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。 （注4）「その他規則で定める給付」とは、規則第7条の5各号に掲げる各給付の合計金額をいう。	3 別表2における階層区分（低所得Ⅰ）に該当するのは、①支給認定世帯が市町村民税世帯非課税世帯（注1）であつて、受給者に係る次に掲げる収入の合計金額が80万円以下である場合、又は②支給認定世帯の世帯員が要保護者若しくは要支援者であつて、階層区分（低所得Ⅱ）の自己負担上限月額を適用したとしたならば保護又は支援給付を必要とする状態になる場合、とする。 ＜低所得Ⅰに該当するか否かを判断するための収入＞ ・地方税法上の合計所得金額（注2） （合計所得金額が0円を下回る場合は、0円とする。） ・所得税法（昭和40年法律第33号）上の公的年金等の収入金額（注3） ・その他規則で定める給付（注4） （注1）「市町村民税世帯非課税世帯」とは、支給認定世帯の世帯員が、支給認定に係る小慢児童等が指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する年度（指定小児慢性特定疾病医療支援を受ける日の属する月が4月から6月である場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）を課されていない者（均等割及び所得割双方が非課税）又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者（当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である支給認定世帯をいう。 （注2）「合計所得金額」とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。ただし、所得税法第35条第2項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、当該合計所得金額から同項第1号に掲げる金額を控除した額とする。 （注3）「公的年金等の収入金額」とは、所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。 （注4）「その他規則で定める給付」とは、規則第7条の5各号に掲げる各給付の合計金額をいう。
4～12 略	4～12 略
第12～第16 略	第12～第16 略
附則	附則
1 この要綱は、令和6年12月16日から施行し、同月2日から適用するものとする。	1 この要綱は、令和6年12月16日から施行し、同月2日から適用するものとする。
2 従前の様式による用紙が現にある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。	2 従前の様式による用紙が現にある場合は、当分の間、これを取り繕って使用することができるものとする。
附則	
1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。	
2 この要綱の施行の日（この項において「施行日」という。）以後に行われる指定小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の支給について適用し、施行日前に行われた指定小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の支給については、なお従前の例による。	
別表1 略	別表1 略

別表 2

指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額

階層区分	受給者証印字	階層区分の基準		自己負担上限額(患者負担割合:2割、外来+入院+薬代)		
				一般	重症患者 ※	人工呼吸器等装着者
生活保護 血友病患者	A	—		0		0
低所得Ⅰ	B1	市町村民税 非課税 (世帯)	年収 ～80万9千円	1,250		500
低所得Ⅱ	B2		年収 80万9千円超	2,500		
一般所得Ⅰ	C1	市町村民税額 (所得割) 7.1万円未満		5,000	2,500	
一般所得Ⅱ	C2	市町村民税額 (所得割) 7.1万円～25.1万円未満		10,000	5,000	
上位所得	D	市町村民税額 (所得割) 25.1万円以上		15,000	10,000	
入院時の食費				1／2自己負担		

※次の①又は②のいずれかに該当する者

- ①高額治療継続者（医療費総額が5万円／月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円／月）を超える月が年間6回以上ある場合）
- ②療養負担加重患者

別表 2

指定小児慢性特定疾病医療支援に係る自己負担上限月額

階層区分	受給者証印字	階層区分の基準		自己負担上限額(患者負担割合:2割、外来+入院+薬代)		
				一般	重症患者 ※	人工呼吸器等装着者
生活保護 血友病患者	A	—		0		0
低所得Ⅰ	B1	市町村民税 非課税 (世帯)	年収 ～80万円	1,250		500
低所得Ⅱ	B2		年収 80万円超	2,500		
一般所得Ⅰ	C1	市町村民税額 (所得割) 7.1万円未満		5,000	2,500	
一般所得Ⅱ	C2	市町村民税額 (所得割) 7.1万円～25.1万円未満		10,000	5,000	
上位所得	D	市町村民税額 (所得割) 25.1万円以上		15,000	10,000	
入院時の食費				1/2自己負担		

※次の①又は②のいずれかに該当する者

- ①高額治療継続者（医療費総額が5万円／月（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円／月）を超える月が年間6回以上ある場合）
- ②療養負担加重患者

新旧対照表（令和7年7月3日施行（令和7年6月1日施行））
○小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱（抜粋）

新	旧
小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱	小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱
第1～第14 略	第1～第14 略
第15 審査会	第15 審査会
1 略	1 略
2 支給認定の申請の審査を行うため審査会で配布等する資料の取扱いには十分配慮するものとする。 なお、審査会の委員又は委員であった者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た指定医療機関の業務上の秘密又は小慢児童等をはじめとする個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の 拘禁刑 又は100万円以下の罰金が課されることにも留意するものとする。	2 支給認定の申請の審査を行うため審査会で配布等する資料の取扱いには十分配慮するものとする。 なお、審査会の委員又は委員であった者が、正当な理由がないのに、職務上知り得た指定医療機関の業務上の秘密又は小慢児童等をはじめとする個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の 懲役 又は100万円以下の罰金が課されることにも留意するものとする。
第16 略	第16 略
附則	附則
1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。	1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。
2 この要綱の施行の日（この項において「施行日」という。）以後に行われる指定小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の支給について適用し、施行日前に行われた指定小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の支給については、なお従前の例による。	2 この要綱の施行の日（この項において「施行日」という。）以後に行われる指定小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の支給について適用し、施行日前に行われた指定小児慢性特定疾病医療支援に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
<u>附則</u> <u>この要綱は、令和7年7月3日から施行し、同年6月1日から適用する。</u>	
別表1・2 略	別表1・2 略
様式第1号～様式第14号 略	様式第1号～様式第14号 略